

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成 28 年 3 月 31 日  
山口県規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成 28 年山口県条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例別表教育委員会の項の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表教育委員会の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条第 1 号に規定する収入額及び同号に規定する需要額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。